

平成30年 清里町農業委員会第3回議事録

清里町農業委員会第3回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 平成30年3月29日（木）

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13時30分

◆ 閉会時刻 14時30分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	柳谷克彦	8	河西富士夫
2	新井大介	9	山本敏夫
3	佐藤均	10	五味定信
4	青野徹	11	岡本勝弘
5	茂木祐一	12	安田貴史
6	太田智美	13	寺島和男
7	輿水薫	14	森本宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	藤代 弘輝	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件 名
議 案 第 7 号	農業振興地域整備計画の変更について
議 案 第 8 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 9 号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 10 号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 11 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

別 紙

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、14名です。

ただいまから、平成30年第3回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますがご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

10番 五味委員、11番 岡本委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1番、第84回農業会議総会/農業委員会長・事務局長研修会です。3月19日に札幌市第2水産ビル8階会議室で行われまして、森本会長、事務局長で出席しております。総会では平成29年度補正予算、平成30年度事業計画収支予算等について話し合わせ、研修では集乳保険制度の導入と農業災害補正制度の見直し、消費税の軽減税率制度の実施について研修しております。
以上です。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番(青野委員)

4番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年3月9日に申し出があり、3月22日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて現地調査を開催しております。

申請人は、
●●●さんです。

土地の所在は江南●●●、1筆で、台帳面積の合計は1,264㎡であります。
地目は公簿、現況共に畑という状況でした。(図面参照)

変更後の利用目的は農業用施設(農機具収納庫の建設)としての利用であります。
調査委員の意見としては、営農上必要な施設であり、農用地区域の用途区分の変更は止むを得ないとの意見であります。

審議についてよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第7号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第8号 農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。

1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野委員） 4番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年2月14日に申し出があり、3月22日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、
譲渡人は、羽衣町13番地 清里町です。
譲受人は、●●●です。

土地の所在は、江南●●● 1筆、地目は公簿が公衆用道路、現況は畑で、台帳面積の合計は2,964㎡です。（図面参照）

権利の種類は売買。売買価格は10aあたり72,000円で、台帳面積2,964㎡により213,400円です。

調査委員の意見としては、本申請は譲渡人の希望による譲渡、町有地の処分です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 2番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野
委員）

4番 2番について説明いたします。

本件は、平成30年2月26日に申し出があり、3月22日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、
譲渡人は、●●●さんです。
譲受人は、●●●さんです。

土地の所在は、江南●●● 1筆、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は3,309㎡です。（図面参照）

権利の種類は売買。売買価格は10aあたり300,000円で、台帳面積3,309㎡により1,000,000円です。

調査委員の意見としては、本申請は譲受人の経営規模拡大による売買です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

関連がありますので3番～5番について調査委員の河西委員に一括して説明を求めます。

8番（河西
委員）

8番 3番から5番について説明いたします。

申請人の内、
貸主は、3番～5番共に ●●●さんです。

3番につきましては

平成30年1月31日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 他2筆、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は21,988㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり12,000円で、台帳面積21,988㎡により年額263,800円です。

権利の期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

4番につきましては

平成30年1月31日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、

借主は、●●●さんです。

なお、●●●さんにつきましては息子さんに委任され欠席でした。

土地の所在は、神威●●● 1筆、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は16,827㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり12,000円で、台帳面積16,827㎡により年額201,900円です。

権利の期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

5番につきましては

平成30年1月31日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、

借主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 他2筆、地目は神威●●●の公簿が雑種地、他は畑・現況は全て畑で、台帳面積の合計は47,361㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり12,000円で、台帳面積47,361㎡により年額568,300円です。

権利の期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 関連がありますので6番～8番について調査委員の太田委員に一括して説明を求めます。

6番（太田委員） 6番 6番～8番について説明いたします。

本件は、平成30年3月12日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調整委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、6番～8番共に ●●●さんです。

6番について説明いたします。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 他2筆、地目は神威●●●の公簿が雑種地、他は全て畑・現況は全て畑で、台帳面積の合計は53,962㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり16,000円で、実測面積47,149㎡により年額754,300円です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

7番について説明いたします。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 他3筆、地目は公簿・現況共に全て畑で、台帳面積の合計は42,007㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり16,000円で、実測面積38,075㎡により年額609,200円です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

8番について説明いたします。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。
なお、●●●さんは欠席されました。

土地の所在は、神威●●● 他1筆、地目は神威●●●の公簿が雑種地、他は畑・現況は全て畑で、台帳面積の合計は30,962㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり16,000円で、実測面積30,962㎡により年額495,300円です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第8号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第9号 農地法第4条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。
●●●委員につきましては当事者のため一時退席を求めます。

1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野委員） 4番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年3月9日に申し出があり、3月22日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて現地調査を行っております。

申請人は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●●、1筆で、地目は公簿、現況共に畑となっております。台帳面積の合計は1,264㎡であります。

転用の目的は農機具収納庫の建設です。
工事計画期間は許可日より平成30年11月30日までです。
（図面参照）

調査委員の意見としては、本件は営農上必要な施設の整備であり、転用はやむを得ないと
の意見であります。

審議についてよろしく申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第9号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第10号、農地法第5条の規定に基づく許可申請を議題とします。

1番について調査委員の柳谷委員に説明を求めます。

1番(柳谷委員)

1番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年3月9日に申し出があり、3月22日に申請人、右記載の調査委員、事務局立会いの下現地調査会議を行っております。

申請人の内、
譲渡人は、●●●さんです。
譲受人は、●●●さんです。

土地の所在は、羽衣町●●●、他1筆で、地目は、公簿・現況ともに畑。台帳面積の合計は471㎡であります。

転用の目的は一般住宅の建設です。

工事計画期間は、許可日から平成30年11月30日までです。(図面参照)

調査委員の意見としては、転用希望地は市街地であり、農振計画における農用地区域外でもある。また、譲渡人も高齢であり後継者も不在であるため、農地としての維持が困難な状況であるため、転用は止むを得ないと考えます。

審議についてよろしくをお願いします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑(異議)なし

議長

お諮りします。議案第10号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

(挙手)

議長

挙手全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり決定されました。

日程第8、議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

1番について調査委員の岡本委員に説明を求めます。

11番(岡本委員)

11番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年2月6日に申し出があり、3月22日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

譲渡人は、●●●さんです。

土地の所在は、向陽●●● 他2筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。台帳面積の合計は37,609㎡であります。（図面参照）

利用調整の結果、譲受人は、●●●さんとなりました。

権利の移転時期は平成30年3月30日、対価は11,896,000円です。

対価の内訳ですが、台帳面積37,609㎡で10a当たり316,315円であります。

対価の支払い時期は平成30年9月30日です。

当事者間の法律関係は関係は売買です。

譲受人につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

2番について調査委員の柳谷委員に説明を求めます。

1番（柳谷委員）

1番 2番について説明いたします。

本件は、平成30年2月9日に申し出があり、3月22日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 他1筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。台帳面積の合計は11,616㎡であります。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。対価は無償です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日の10年間です。

当事者間の法律関係は使用貸借です。

今回は新規の利用権の設定であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	3番について調査委員の茂木委員に説明を求めます。
5番（茂木委員）	<p>5番 3番について説明いたします。</p> <p>本件は、平成30年2月23日に申し出があり、3月22日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。</p> <p>申請人の内、</p> <p>貸主は、●●●さんです。 借主は、●●●さんです。</p> <p>土地の所在は、上斜里●●● 他1筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。台帳面積の合計は24,235㎡であります。（図面参照）</p> <p>権利の種類は賃借権。借賃は10a当たり11,000円で、実測面積20,382㎡により年額224,200円です。</p> <p>権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日の10年間です。</p> <p>当事者間の法律関係は賃貸借です。</p> <p>今回は経営継承に伴う新規の利用権設定であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。</p> <p>農業経営基盤強化進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。</p> <p>審議についてよろしく願いいたします。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	関連がありますので4～5番について調査委員の河西委員に一括して説明を求めます。
8番（河西委員）	<p>4番 4～5番について説明いたします。</p> <p>4～5番の貸主については同一で●●●さんであります。</p>

4番について説明いたします。

本件は、平成30年1月24日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は 神威●●● 他6筆、地目は、神威●●●の公簿が雑種地、他は全て畑、現況は全て畑です。

台帳面積の合計は40,454㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は神威●●●他2筆が10a当たり9,000円で実測面積5,003㎡により45,000円。神威●●●他3筆が10a当たり11,000円で実測面積27,265㎡により299,900円です。合計しまして年額344,900円です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日までの10年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は利用権の期間満了に伴う継続更新であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤促進強化進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

続いて5番について説明いたします。

本件は、平成30年1月24日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は 神威●●● 他1筆、地目は公簿・現況共に全て畑。

台帳面積は26,925㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10a当たり11,000円で、実測面積25,054㎡により年額275,500円です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日までの10年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は利用権の期間満了に伴う継続更新であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤促進強化進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 関連がありますので6～7番について調査委員の寺島委員に一括して説明を求めます。

13番（寺島
委員）

13番 6～7番について説明いたします。

6～7番の借主については同一で
●●●さんであります。

まず6番について説明いたします。

本件は、平成30年2月28日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 他7筆、地目は、神威●●●の公簿が雑種地、他は全て畑。現況は全て畑です。台帳面積の合計は193,615㎡であります。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。借賃は無償です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成40年3月29日の10年間です。

当事者間の法律関係は使用貸借権です。

今回は経営移譲に伴う新規の利用権設定であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

7番について説明いたします。

本件は、平成30年2月28日に申し出があり、3月23日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●● 1筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。台帳面積の合計は48,662㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10a当たり10,000円で、実測面積43,491㎡により年額434,000円です。

権利の期間は平成30年3月30日から平成34年2月28日の3年11ヶ月です。

当事者間の法律関係は賃借権です。

今回は経営移譲に伴う借主の変更設定であり、借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしくお願いたします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第11号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 (挙手)

議長 挙手全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 藤代 弘輝 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年4月18日

会 長 森 本 宏

署名委員 五 味 定 信

署名委員 岡 本 勝 弘